

呉市教育委員会会議録  
(令和8年5月22日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
令和8年5月22日定例会

1 開催日時 令和8年5月22日（金） 15:00開会  
16:16閉会

2 開催場所 758会議室（呉市役所7階）

3 出席委員 教育長 多田 博  
教育長職務代理者 大之木 小兵衛  
委員 若野 文江  
委員 藤脇 真美  
委員 石井 哲朗 欠席委員なし

4 出席職員 教育部長 石川 直之  
教育部副部長 横田 三奈  
教育部副部長 伊藤 賀世  
教育部参事補兼呉高等学校事務長 中村 博雅  
教育総務課長 新本 康司  
学校施設課長 森脇 将二  
学校教育課長 木屋 善貴  
学校安全課長 河野 靖弘  
学校施設課主幹 山岡 祐介  
教育総務課課長補佐 橋本 優子

5 傍聴者 1人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第9号 呉市いじめ防止基本方針の一部改定について
- (4) 教議第16号 令和9年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について
- (5) 報告第10号 令和9年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について
- (6) 教議第17号 令和9年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択基本方針について
- (7) 報告第11号 令和9年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- (8) 報告第12号 令和8年度学校別児童・生徒数等について
- (9) 報告第13号 広島県に対する提案事項について
- (10) 教議第18号 臨時代理の承認について（令和8年度教育費補正予算）
- (11) 教議第19号 臨時代理の承認について（学校給食施設整備の検討について）

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、大之木委員・若野委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和8年4月20日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第9及び日程第11については、議会に諮る案件のため非公開、日程第10については、予算に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

#### 報告第9号 呉市いじめ防止基本方針の一部改定について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第9号「呉市いじめ防止基本方針の一部改定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

河 野 課 長 それでは、報告第9号「呉市いじめ防止基本方針の一部改定について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

なお、説明の中でお示しするページは、右下または左下につけておりますので、よろしくお願いします。

この「呉市いじめ防止基本方針」は、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、国及び広島県のいじめ防止基本方針を受け、下側にありますように、平成26年3月27日に策定したものでございます。

この度、令和8年5月18日に改定いたしました。

この改定は、19ページ以降にございます、「広島県いじめ防止基本方針」が令和8年3月に改定されたことを受けて行ったものでございます。

なお、今月5月1日に開催した「令和8年度第1回自立支援サポート委員会」において、弁護士や警察、学校関係者、PTAなどの各委員からいただいた意見を反映させていただいております。

それではまず、この度の改定のもとになった、19ページ以降の「広島県いじめ防止基本方針」の改定のポイントについて、説明させていただきます。

22ページをお開きください。

これは、広島県が重点的に推進する三つの内容を「三本の矢」と表現したものです。

「三本の矢」の一つ目は、「児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進」です。

生徒指導を行う際に、教師が大切にすべき見方や考え方、関わり方である生徒指導の実践上の視点として、(1)共感的人間関係の育成、(2)自己存在感の感受、(3)自己決定の場の提供、(4)安全・安心な風土の醸成を示し、全ての教育活動の基盤として機能させることとしています。

この生徒指導の実践上の視点については、27ページ「5 学校におけるいじめの防止等に関する取組」の(1)に位置付けられております。

28ページに、この四つの視点及びその内容が記載されています。

なお、この生徒指導の実践上の視点については、令和8年度「呉の学校教育」リーフレットにも掲載しております。

それでは22ページにお戻りください。

「三本の矢」の二つ目は、「「いじめ防止委員会」の機能化」です。

いじめ防止委員会とは、いじめを把握した際に、いじめ対応チームとして対応したり、いじめの未然防止や早期発見、早期対応、その他各種取組を行ったりする組織です。

31ページをお開きください。

31ページは、いじめ防止委員会を機能化させるために、「(ア)児童生徒との信頼関係の構築」としまして、教育活動全体で児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進するということです。

「(イ)発見する・気付く」は、いじめを発見する・気付くということです。

「(ウ)つなぐ」は、いじめ防止委員会につなぐということです。

「(エ)向き合う」は、いじめに向き合うということです。

「(オ)初動対応の機能化」といった機能が記載されております。

22ページにお戻りください。

22ページ、「三本の矢」の三つ目は、「いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え」です。

文部科学省がいじめの重大事態の調査の進め方等について作成した、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが、令和6年8月に改定されたことを受け、整理されています。

33ページをお開きください。

(1)いじめの重大事態の基本的な考え方や35ページには、(3)学校における平時からの備えにおいて、法やガイドラインを理解した上で、いじめ事案に対処することの大切さなどが記載されております。

ここからは「三本の矢」以外のポイントについて説明いたします。

24ページを御覧ください。

24ページには、「3 広島県におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方」が示されておりますが、特にいじめの積極的認知を進める考え方から、25ページの(4)には、これまでのいじめゼロではなく、いじめ見逃しゼロという言葉が使われております。

27ページをお開きください。

27ページの上半分にある、カのところには、「インターネットやSNS等による投

稿・拡散を通じて行われるいじめ」とあります。

これまでは、インターネットを通じて行われるいじめという言葉でしたが、今年に入ってすぐに社会問題にもなった、暴力行為等の動画拡散を受けて、SNS等による投稿・拡散という言葉が加わっています。

ここまでは、改定された県の基本方針について説明いたしました。

ここからは、呉市の基本方針について説明させていただきます。

1ページにお戻りください。

今回の改定にあたっては、基本的には、この度改正された県の基本方針の内容をもとにして、呉市の現行の方針の内容を反映させながら改定しています。

5ページをお開きください。

網掛け部分が県の基本方針の内容、点線部分が呉市独自の内容、何も印のないところは変更のないところととらえてください。

ここからは、呉市の基本方針の改定のポイントについて、大きく2点説明させていただきます。

1点目は点線部分、つまり、呉市独自の内容についてです。4か所触れさせていただきます。

1か所目、4ページに戻ります。

「1 策定の趣旨」にあります点線部分を御覧ください。

この基本方針は、どちらかというと学校がやるべきことが多く記載されていますが、児童生徒や保護者、地域の力が大切であることを示すために、点線の2行目以降にありますように、「いじめの問題は「学校だけの問題」ではなく、地域に暮らす全ての人々が関心を持ち、できることを一緒に考えることが、子供たちを守ることにつながるとともに、子供たち自身の気付きや声かけ、相談が、いじめを防ぐ大きな力」であることを記載しています。

2か所目は、16ページを御覧ください。

(2)いじめの重大事態の基本的な考え方のイには、「法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、呉市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」とあります。

一定期間という言葉がありましたが、一定期間という言葉は曖昧で、教職員によってイメージする期間が異なると思いましたので、点線部分の「特に、欠席が始まった直後の対応が重要であり、数日程度の欠席であっても、家庭との連携を積極的に行い、背景にある事実関係を整理するなど、組織的な初動対応を徹底することが大切である。」を加えました。

3か所目は、点線部分ではありませんが、令和5年9月に作成した「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書の調査結果を受けた再発防止策」の内容を踏まえた部分です。

例えば、5ページ中ほどの(3)いじめを認知する際の留意点のアとして、「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、当該行為を受けている児童生徒が現に心身の苦痛（傷つき）を感じているかどうかという視点に立つて行うこととし、対象児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認して総合的に判断する。そのことを通して、

いじめの積極的な認知につなげる。」などです。

もう一つ、4か所目ですが、こちらも点線部分ではありませんが、呉市独自の取組として、15ページ(4)児童生徒の主体的な活動の支援のイにある「いじめ撲滅キャンペーン」、ウにある「いじめ撲滅プロジェクトチーム」の設置について記載をしています。

続きまして、呉市の基本方針の改定のポイント2点目は、先ほどの県の基本方針の「三本の矢」に係る内容です。

この度、県の基本方針をもとに改定した呉市の基本方針は、ページ数が7ページ分増えていることも踏まえまして、県の「三本の矢」にならって、ポイントをまとめた資料を作成しました。

3ページをお開きください。

呉市では、県の「三本の矢」に相当する1, 3, 4に加えて、「2 「学校いじめ防止基本方針」の機能化」を加えた四つのShip, つまり、四つの船に例えて整理しました。

1は、よりよい人間関係づくり等に取り組むことがポイントですので、Relationship。

2は、学校、もちろん児童生徒や保護者等も自分事として取り組むことがポイントですので、Ownership。

3は、組織的に取り組むことがポイントですので、Partnership。

4は、平時から重大化に備えることがポイントですので、風の間に航海に備えるという意味のSeamanshipと表現しました。

この資料を活用しながら、この度改定しました「呉市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの問題の解決、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

なお、学校には、6月の校長研修会で説明し、通知いたします。

その後、各学校において、この「呉市いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の見直し及び改善に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長      ただいま、事務局から日程第3の報告第9号「呉市いじめ防止基本方針の一部改定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

若 野 委 員      呉市独自のものがあり、県と同じであるということもあって、いいものができ上がったと思いました。

これを、現場に下ろしていくにあたって、6ページが一番大事なのかなと思います。

自己存在感、共感的人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成、このあたりが、とても大事だなと私も見ておりました。

子どもたちが意見を出し合うときのことをイメージしたときに、どんな環境でされるのかな、子どもの意見をどうやって聞いてくださるのかなとちょっと聞いてみたいなど、スタディ形式ではないですね。

輪になって、又は小グループで、子どもから意見が出やすい環境ってどうなんだろうということを、考えながら意見をしっかりと汲み取っていただきたいなと思います。

す。

信頼関係がないと子どもたちは話をしないだろうとも思うので、ぜひお願いしたいし、困ったときや助けて欲しいときにちゃんとと言える子どもになっておかないと、いじめられっ放しにもなるし、助けを求められないっていうのは、命につながると思いました。

藤 脇 委 員 4 ページの「いじめの問題は「学校だけの問題」ではなく、地域に暮らす全ての人々が関心を持ち、できることを一緒に考える」という文言が追加されています。私は学校運営委員とか、民生委員とか、いろいろ関わらせていただいているから、知識というか、蓄えはあるのかなと思いますが、民生委員の方とか、地域の運営委員に関わっている方に、呉市がこういうことやっているよということが、果たしてどれだけ伝わっているのかなと思いました。

ホームページとかにはあると思うんですけども、やっぱり年配の方は、ホームページは見ないので、どのように周知していくかということが、課題かなと思います。

河 野 課 長 「学校いじめ防止基本方針」や、この度改定しました、「呉市いじめ防止基本方針」を周知していくことは、とても大切なことだと考えています。

先ほど藤脇委員がおっしゃったように、「学校いじめ防止基本方針」も、子どもたちや保護者に対して、ホームページに掲載するだけとか、配信するだけではなく、例えば保護者に対しては、PTA総会や入学説明会等で丁寧に説明したり、子どもたちに対しては、学活であるとか、児童生徒朝会等を使って教職員からしっかり説明をさせていただく。たくさん内容がありますから、例えば、ポイントを絞って、今回はいじめの定義について説明するとか、今回は学校の教職員のいじめ防止委員会について説明するとか、そういった形で、繰り返し、周知していくことが大切だと考えております。

藤 脇 委 員 保護者がどれだけ、これに対しての興味を示してくれるかということで、各学校の取組が変わってくると思うので、教育委員会の方からもどんどん保護者には発信して、こういうことをしたら駄目だよというのは、家の中でも話してもらえそうな環境になってほしいと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

|                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| <b>教議第16号 令和9年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について</b> |
|---------------------------------------------------------------------------------|

教 育 長 次に、日程第4の教議第16号「令和9年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

河 野 課 長 それでは、教議第16号「令和9年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」御説明いたします。

資料に入る前に、まず、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書に

ついて御説明します。これは、「一般図書」と呼んでおり、もともとは、教科用図書として作成されたものではありませんが、特別支援学級の児童生徒の実態によっては、教科用図書の役割を果たすものとして認められた図書でございます。

それでは、37ページを御覧ください。

この基本方針は、広島県教育委員会が定めた「令和9年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」に準じて作成したものでございます。

1の採択基本方針(1)採択の基本を御覧ください。特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、アからエの四つの観点に基づいて調査・研究を行います。

(2)適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。適正かつ公正な採択に向けて、教科書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

(3)開かれた採択の推進を御覧ください。アにありますとおり、採択の結果及び理由について、採択後、呉市のホームページ上で公表してまいります。

公表する内容は、イに掲げる事項でございます。

2の方法、組織及び手続は、特別支援学級で使用する教科用図書の採択方法等について定めたものです。

今後、この基本方針に基づき、適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教 育 長     ただいま、事務局から日程第4の教議第16号「令和9年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長     御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長     御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

#### **報告第10号 令和9年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について**

教 育 長     次に、日程第5の報告第10号「令和9年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

河 野 課 長     それでは、報告第10号「令和9年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」御説明いたします。

資料39ページを御覧ください。

義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の中から採択することとなっております。

「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」は、検定済教科用図書とも言います。ま



た、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」とは、知的障害特別支援学校用の教科用図書で、☆印が付いているため、「☆（ほし）本」と呼んでいるものです。「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」は、先ほども御説明したとおり、「一般図書」と呼んでおり、もともとは、教科書として作成されたものではない図書で、児童生徒の実態によっては、教科書の役割を果たすものとして認められた教科用図書でございます。特別支援学級用の教科用図書は、これらの中から、毎年度、採択することとなっております。

1の採択の方針につきましては、先ほど議決いただきました採択基本方針についてによることとしております。

2の採択の手順につきましては、40ページを御覧ください。

図で示しております①から④の手順に従い、教科書選定会議により児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を選定、教育長への選定理由書の提出を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

資料39ページに戻りまして、3の日程を御覧ください。

この後、特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知をいたします。

その後、各学校で教科用図書選定会議を行い、選定作業を進め、教育委員会会議でお諮りする流れとなっております。

なお、表の下、※印にあります「教科用図書の法定展示」についてでございますが、義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、著作教科用図書、いわゆる☆本、それから一般図書の一部を展示いたします。

説明は以上でございます。

教 育 長      ただいま、事務局から日程第5の報告第10号「令和9年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長      御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

#### **教議第17号 令和9年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択基本方針について**

教 育 長      次に、日程第6の教議第17号「令和9年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長      それでは、教議第17号「令和9年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」御説明いたします。

資料は41ページを御覧ください。

この基本方針は、呉高等学校で使用する教科用図書を毎年度採択するために定めるものであり、広島県教育委員会が定めた「令和9年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」に準じております。

1の採択基本方針を御覧ください。(1)採択の基本にありますように、教科用図書は、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、関係法令に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された目標や内容等にとっとり、呉高等学校の生徒に最も適切な教科用図書を採択するものです。

その際、呉高等学校が選定した教科用図書について、適正と認めたものを、教育委員会会議で採択することとなっております。

(2)適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。適正かつ公正な採択に向けて、教科書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

(3)開かれた採択の推進を御覧ください。採択の結果及び理由について、採択後、呉市のホームページ上で公表してまいります。また、イに掲げる事項について公表する資料を準備してまいります。

2の選定上の留意事項を御覧ください。呉高等学校において選定する際に、選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定すること、学校の実態や教育目標等を考慮し、教育課程に最も適した教科用図書を選定すること、保護者の経済的負担に配慮することに留意してまいります。

最後に、3のその他を御覧ください。採択の手順その他に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとし、本年度の採択につきましても、適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

教 育 長      ただいま、事務局から日程第6の教議第17号「令和9年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長      御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長      御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

|                                               |
|-----------------------------------------------|
| <b>報告第11号 令和9年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について</b> |
|-----------------------------------------------|

教 育 長      次に、日程第7の報告第11号「令和9年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長      それでは、報告第11号「令和9年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」御説明いたします。

43ページを御覧ください。

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に登載されている教科書から採択しなければならないため、毎年度、実施することとなっております。

1の採択の方針を御覧ください。採択は、先ほど御承認いただきました基本方針に基づいて行います。

2の採択の手順についてでございますが、基本方針の3その他において、「採択の手順その他に関し必要な事項は、教育長が別に定める。」としていることに基づいて定めた「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」によって行います。

44ページを御覧ください。

採択は、図で示しております①から⑥の手順に従い進めてまいります。調査・研究委員による綿密な調査・研究及び選定委員会での選定を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

選定委員会及び調査・研究委員について御説明をいたします。

45ページをお開きください。

「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」の第5条で示してありますように、選定委員につきましては、呉高等学校の校長、教頭及び事務長で構成いたします。なお、第7条にありますように、選定委員会は、教科用図書の選定に関し、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、学識経験者等に会議への出席を求め、その意見を聴くものといたします。

続いて、第8条の2を御覧下さい。調査・研究委員につきましては、呉高等学校の教員のうちから、校長が指名するものとします。

それでは、43ページにお戻りください。

3の日程でございますが、今後、選定委員会の開催及び調査・研究を実施し、作業を進めてまいります。

そして、選定委員会の代表である呉高等学校長から教育長に選定理由書を提出いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

また、表の下に記述しておりますとおり、先ほど報告第10号でもありましたが、教科用図書の法定展示を行います。広く市民に閲覧してもらえよう、今年度は、お示ししております期間、日時及び場所にて法定展示を行います。

今後とも、適正かつ公正な採択が行われるよう進めてまいります。

教 育 長      ただいま、事務局から日程第7の報告第11号「令和9年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長      御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

## 報告第12号 令和8年度学校別児童・生徒数等について

教 育 長      次に、日程第8の報告第12号「令和8年度学校別児童・生徒数等について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長      それでは、報告第12号「令和8年度学校別児童・生徒数等について」御説明いたします。

資料47ページでございます。

令和8年5月1日現在の呉市立小・中・義務教育学校の児童・生徒数及び各学校の学級数が確定しました。

それではまず、児童・生徒数について御説明します。

47ページ、最も下の段の総計欄を御覧ください。

真ん中やや右、7,796とあります。これが小学校及び義務教育学校（前期課程）の児童総数で7,796名、前年度に比べて389名減少しております。

また、先ほどの児童総数の左隣、489とありますものは、特別支援学級に在籍する

児童数の合計を表し、前年度と比べ17名増加しています。

続きまして、48ページ、同じく最も下の段にあります中学校及び義務教育学校（後期課程）の総計の欄を御覧ください。

先ほどと同様に、真ん中よりやや右側に4,381とありますものが生徒総数で、前年度に比べ223名減少しております。

また、生徒総数の左隣の欄になります、特別支援学級に在籍する生徒数は205名で、前年度に比べて18名増加しております。

なお、小・中学校とも、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、増加傾向にあります。

続いて、学級数について説明いたします。47ページにお戻りください。

学級編制における児童又は生徒の数は、広島県教育委員会が定めた学級編制基準に基づいて行われます。

小学校の学級編制基準は、全学年において、1学級が35人でございます。

また、中学校の学級編制の基準は、1学年が35人、2・3学年が40人でございます。

今申し上げました中学校1年生につきましては、昨年度までは40人が基準となっておりますが、令和8年4月に国の法律が改正されたことにより、今年度から段階的に35人に引き下げられることとなっております。

続きまして、複式学級の編制について御説明をいたします。

複式学級につきましては、小学校1年生と2年生では、合計が8人を下回る場合、小学校3年生と4年生、また5年生と6年生では、合計が16人を下回る場合に、複式学級となります。また、中学校では、人数の合計に限らず複式学級を解消することとされています。

それでは47ページの表の右側にあります、編成学級数を御覧ください。

そちらの編成学級数のうち、一番左の列に番号が振ってありますけれども、29番、明德小学校の通常学級3・4年生のところにそれぞれ網掛けをして、「0.5」という数字が入っております。これは3・4年生が複式学級であることを意味し、3・4年生で1学級とカウントすることとなります。

それと同様に30番、倉橋小学校の3・4年生、それから31番、蒲刈小学校の1・2年生、3・4年生、5・6年生、34番、豊小学校の3・4年生と5・6年生につきましても、それぞれ、今申し上げたように網掛け「0.5」という数字が入っておりますが、いずれも複式学級となっております。

したがって、呉市立学校で複式学級のある学校は、明德小学校、倉橋小学校、蒲刈小学校と豊小学校の4校でございます。

同じく47ページの右下を御覧ください。

小学校、義務教育学校（前期課程）における学級数につきましては、表の一番下、右から三つ目が通常学級の学級数で315、その右隣が特別支援学級数で104、合計で419学級となります。

前年度と比較しますと、通常学級が10学級減少しており、特別支援学級は、1学級増加しており、全体では9学級減少したこととなります。

続いて48ページを御覧ください。

中学校、義務教育学校（後期課程）における学級数についてでございます。

一番下の右から三つ目の欄になりますけれども、こちらが通常学級数で145学級、その右隣が、特別支援学級数で50学級、合計で195学級となります。

こちらは前年度に比べ、通常学級が3学級減少し、特別支援学級は4学級増加しております。全体では1学級増加したこととなっております。

以上で説明を終わります。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第8の報告第12号「令和8年度学校別児童・生徒数等について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。それでは、これより非公開の議題に入ります。

(15:49)

### 報告第13号 広島県に対する提案事項について

教 育 長 次に、日程第9の報告第13号「広島県に対する提案事項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、報告第13号「広島県に対する提案事項について」御説明いたします。2件ございます。

まず、「併設型中高一貫教育校の設置」について御説明をいたします。

資料は49ページを御覧ください。

令和9年度予算につきまして、広島県に対し、広島県立呉三津田高等学校に併設型中高一貫教育校を設置することを提案いたします。

なお、本提案は、平成29年度から10年目となります。

資料上段にあります「現状及び課題」のとおり、呉市では、呉市教育振興基本計画を策定し、学校教育において、「未来を創る人材の育成」を目指し、9年間を見通した教育を推進しております。

また、幼児教育、高等学校教育等とのつながりを大切にした教育をこれまで以上に進め、これからの新しい時代を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指しております。

また、令和7年4月には「呉市人口戦略対策本部」を設置し、人口減少ができるだけ緩やかなものになるよう全庁を挙げて取り組んでおり、令和8年3月には、「呉市人口戦略プラン」を策定したところです。

現在、少子高齢化が進む呉市においては、若年層の定着を目指したまちづくりに取り組んでいるところですが、小学校卒業時に一部の児童が、市外の国公立・私立中学校へ進学する状況もあり、まちづくりの観点からも子育て世代が住む場所を選ぶ上で、多様なニーズに対応した教育が必要であるととらえております。

それでは資料中ほど、「取組状況等」にあります図を御覧ください。

これまで進めてきた小中一貫教育の取組を基盤とし、先ほども申しあげましたように、幼児教育や高等学校教育とのつながりも大切にしながら、主体的・対話的で深い学びを通して、児童生徒の資質・能力の育成を図っております。

これまでの施設一体型、分離型、義務教育学校のそれぞれの形態の特徴を生かした取組を進めながら、「未来を創る人材の育成」を目指しているところです。

資料50ページをお開きください。

「提案の内容」についてでございます。

創立120年を迎える呉三津田高等学校は、これまで、総合的な学習（探究）の時間のパイロット校として実績を上げ、カリキュラム開発を行う県内のリーディング校であり、進学実績においても、難関国立大学、私立大学への高い合格率を誇る学校でございます。

そうした中、令和7年度には、近隣の中学校3校を対象に、国語科、数学科、英語科の計画的な乗り入れ事業を実施しております。

こうした伝統と実績のある高等学校に中等部を併設し、中高一貫教育校とすることで、呉市内の生徒や保護者の選択肢も増えるとともに、全県から生徒が集まり、呉市の教育のレベルアップが図られると考えます。

さらに、多様な人材の確保と輩出は、まちの活力や魅力の向上につながると考え、中高一貫教育校の設置を提案するものでございます。

一つ目の「併設型中高一貫教育校の設置」につきましては、以上でございます。

続いて、資料51ページになります。

「学校教職員の定数確保に向けた取組の推進」について御説明をいたします。こちらの提案は今年度で8年目となります。

令和9年度予算について広島県に対し、学校教職員の確実な定数配置を提案いたします。

「現状及び課題」のとおり、広島県においては、「広島県公立小・中・義務教育学校定数配当基準」により、県費負担教職員が各学校に配置をされることになっております。

しかしながら、実際に配置される正規採用教職員の数は、毎年、定数を下回っており、その欠員を臨時的任用教職員で補充しなければならない状況があり、この臨時的任用教職員の数は、近年、60から70人前後で推移をしております。

この欠員確保につきましては、任命権者である広島県教育委員会ではなく、呉市教育委員会が行っている現状がございます。

また、臨時的任用教職員が多く任用されていることが、会計年度任用職員の候補者の減少にも影響しており、人材確保に苦慮している状況がございます。

ページ下段の「取組状況等」にございますとおり、昨年度は5月1日現在で、定数内の臨時的任用教職員を小中学校合計で59人、県費負担会計年度教職員を160人確保したところでございます。

呉市教育委員会としましても、市の広報紙「市政だより」やハローワークでの求人、関係機関等との連携を重ね、人材の確保に努めておりますが、非常に困難な状況が続いております。

52ページ「提案の内容」でございます。

このような状況から、児童生徒に対する教育の提供を安定的に確保し、児童生徒、保護者等が、不安を持つことがないよう、正規採用教職員の確実な定数配置を早急に進めることを、広島県に提案するものでございます。

広島県に対する提案事項につきましては、以上でございます。

教 育 長      ただいま、事務局から日程第9の報告第13号「広島県に対する提案事項について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

石 井 委 員      「学校教職員の定数確保に向けた取組の推進」ですが、この定数内臨時的任用教職員の数と会計年度任用職員の数との関係が、よく分からないので教えてください。

木 屋 課 長      定数内臨時的任用職員というのは、いわゆるフルタイムでお仕事をしていただく先生方ということになります。

そして、会計年度任用職員というのは、授業の確保のために、週当たり何時間という形で授業を受け持っていただいたり、教員と一緒に学級に入って、支援の必要な子どもたちに、いわゆるチームティーチングという形で支援に当たったりというような形でお勤めいただいています。

そういった学校での仕事を希望される方に当たりながら、人材の確保に努めておりますけれども、それぞれの先生方の家庭の状況等といった御都合で会計年度任用職員でお仕事をされたい方に、まずは、本務者と同じフルタイムで働いていただくようお願いをすることが大変多くなっております。そうすると、会計年度任用職員の方から、臨時的任用職員いわゆるフルタイムでのお仕事に回っていただく方が多くなってきて、今度は会計年度任用職員でお勤めをいただける方が、当然減ってくるという状況があります。

臨時的任用職員で働いていただく方と、会計年度で働いていただく方いずれも、学校でのお勤めを希望されておりますけれども、そうした方の人材確保が難しいという現状でございます。

以上でございます。

石 井 委 員      総数がとにかく足りなくなると考えてよろしいですね。

木 屋 課 長      そのとおりでございます。

藤 脇 委 員      52ページに、「保護者等が不安を持つことがないよう」と書いてありますが、保護者から不安の声を聞きます。

先生が足りてないという現状が、学校で起きているのは事実なんだろうけど、保護者が、結構皆さん不安を持っていて、中間テスト前なのに数学を2時間しかやってないとか、特に3年生になると受験があるから、どうしたらいいんだろうということも聞きます。

保護者が不安のないようにしていただけたらというのが、保護者からの意見ですので、よろしくお願いします。

木 屋 課 長      保護者ももちろんですし、恐らく子どもたちも不安を感じているという状況があると思います。

これまでも、子どもたちの学びを止めないということで、教育委員会から指導主事が学校に出向いて授業を支援する、行うということもしてまいりましたが、教育委員会としましては、そういうことも含めてしっかりと対応していきたいと思っております。

若 野 委 員      52ページの図を見たときに、朝子どもが登校してから、下校まで働かれている正規採用教職員のところを、この教科の時間だけに来る先生で、充てるというのは、現に正職で働いておられる職員さんに、しわ寄せがいつているのかなと思いました。

臨時的任用職員は、その時間帯だけ入るということで、子どもたちがいる間全部が、賄えてないということなのかと見えてしまったんですがどうでしょうか。

石川部長 正規職員の中で、足らずを臨時的任用職員の方に入っていただきますが、入っていただく方の勤務形態は、正規の職員の方と同じ時間帯ですので、学校としては、フルタイムの人が人数的には基本的にはそろっています。フルタイムの一部の人が、1年だけの任用の人で、勤務時間的に言うとみんなは同じことです。

本来であれば、課長が申したように、全員を県教委が雇っていないといけないと思っています。

なぜそれをしないのかというと、将来的に学校が減っていき、子どもが減っていくので、教員を全部雇っていると、正規職員を辞めさせることはできないので、もともと足らずの状態で走っているという状況です。

それを、臨時的な任用の方で補うことで、学校を運用する。そうすると、臨時的任用職員をされている方が、この一部に入っているのも、もう一つの会計年度任用職員として、授業だけとか、午前中で帰る人たちがいなくなっているのも、非常に困っているという状況です。

大之木委員 49ページの「併設型中高一貫教育校の設置」の件ですが、広島県にこの提案をされて久しいですが、何か動きとか、この資料にはないところの報告等がございましたらお願いします。

木屋課長 教育委員会事務局レベルでの連携も進めています。

今年度も、来週、県教委に行くようにしておりますが、手応えの部分で言いますと、非常に難しい状況にあると思っています。

御承知のとおり、県立高校につきまして、再編の計画が出されている中で、新たに学校を作る訳ではないかもしれませんが、中高一貫校ですので、県内にこれまでも、学校を設置しておりますけれども、そういったところの状況も踏まえて、非常に慎重に検討しているという状況です。

大之木委員 先般、呉市内も再編の話で、非常に物議を醸しました。

この御提案をされているのに、再編の話があるというのは、どういうことなのかなと、非常に不可解に思いました。

非常に難しいかもしれないけれども、呉市教育委員会としましては、提案をこれからも続けていくということで、よろしいでしょうか。

石川部長 県教委としては、まだ重い腰をなかなかあげてくれないという状況がございますが、呉市教育委員会としましては、併設型の中高一貫校の設置を望んでいくというスタンスをこのまま継続していきたいと考えています。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

#### 教議第18号 臨時代理の承認について（令和8年度教育費補正予算）

(非公開案件です。)

#### 教議第19号 臨時代理の承認について（学校給食施設整備の検討について）

教育長 次に、日程第11の教議第19号「臨時代理の承認について（学校給食施設整備の検討



について)」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

森 脇 課 長     それでは、6月市議会の文教企業委員会に行政報告いたします、教議第19号「臨時代理の承認について（学校給食施設整備の検討について）」御説明いたしますので、55ページを御覧ください。

このことについて、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり、臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページ、56ページを御覧ください。

まず、「1 これまでの取組」でございます。

学校給食に関する課題につきましては、令和元年度の文教企業委員会の所管事務調査におきまして、「検討委員会」を設置して総合的に検討するよう御提言をいただいております。

この御提言を受けまして、令和3年度から、学識経験者や学校関係者等で構成する「呉市小中学校給食検討委員会」におきまして検討を進め、令和4年5月に、議会は6月でございますが、給食調理を実施している学校から近隣校へ配送する「親子方式」や給食共同調理場において調理して配送する「センター方式」により給食を提供することなど、今後の学校給食の在り方について、御報告しているところでございます。

また、同年8月には全中学校におきましても、できるだけ早期に温かい全員喫食の給食を提供してほしいという市民のニーズにお応えするため、概算事業費やスケジュール案などをお示しして、これまでの「デリバリー給食」から「食缶制給食」への転換を図ることについて御報告しているところでございます。

これによりまして、令和5年度から令和7年度までの3年間で、順次、全ての中学校等において、「食缶制給食」への転換を完了いたしまして、現在、温かい給食を提供しているところでございます。

次に、「2 現在の課題」でございます。

本市の「学校給食施設」は、昭和40年代から建設を開始しておりまして、これらの中には、文部科学省が示しております財産の処分年限を超えているものもあり、施設の老朽化への対応が必要となっておりましてまいります。

また、建設当時の基準に基づいた施設でございますので、現在、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」により、望ましいと示されておりますドライシステムの導入や、近年の少子化の進行に伴います、給食提供数の低下についても対応する必要がございます。

続きまして、「3 検討内容」でございます。

ただいま御説明いたしました課題などを解決するために、現在、本市が実施しております「親子方式」や「センター方式」等の状況を、検証いたしますとともに、施設の更新や規模適正化なども含めまして、今後の呉市の学校給食施設整備の検討を行ってまいります。

続きまして、「4 検討体制」でございます。

検討に当たりましては、学識経験者を始め、保護者代表、市民代表、給食現場の方などで構成いたします検討委員会を設置いたしまして、検討を進めてまいります。

なお、設置の時期でございますが、6月の文教企業委員会終了後に行う予定としております。

最後に、「5 今後のスケジュール（案）」でございます。

検討委員会の設立後に、第1回検討委員会を開催いたしまして、給食施設に関する現状や課題などをお示ししながら、委員の皆様から御意見を伺って、検討を進めることとしておりまして、3回程度の開催を予定しております。

また、定例教育委員会議におきましても、議会への行政報告に合わせまして、秋に中間報告をさせていただきまして、委員の皆様の御意見を伺った上で、年度末に案をお示しする予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長      ただいま、事務局から日程第11の教議第19号「臨時代理の承認について（学校給食施設整備の検討について）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長      御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長      御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。  
以上で定例会を閉会します。

（16：16）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 多 田 博 ）

（ 委 員 大之木 小兵衛 ）

（ 委 員 若 野 文 江 ）

（令和 8 年 5 月 2 2 日定例会）